

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付

第 1 節 通則

（協定税率を適用する国）

3ー3 法第 3 条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。

我が国の税率適用状況表

国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
（アフリカ州）			
（省略）			
セーシェル		○	
（省略）			
（大洋州）			
（省略）			
ニウエ		○	
（省略）			

（注 1） 国名末尾に※印の付されている国は、1994 年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。

（注 2） 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の別紙第 1「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。

改正前

第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付

第 1 節 通則

（協定税率を適用する国）

3ー3 法第 3 条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。

我が国の税率適用状況表

国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
（アフリカ州）			
（同左）			
セーシェル			○
（同左）			
（大洋州）			
（同左）			
ニウエ島（ニュージーランド）		○	
（同左）			

（注 1） 国名末尾に※印の付されている国は、1994 年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。

（注 2） 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の別紙第 1「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 節 申告納税方式による関税の確定 （特例委託輸入者に対する担保提供命令） 7 の 8-2 法第 7 条の 8 第 1 項の規定により、特例委託輸入者（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）に対し担保の提供を命ずる場合の取扱い、次による。 (1)及び(2) （省略） (3) 継続して貨物を輸入することを予定している特例委託輸入者から、輸入申告を行おうとする税関官署にあらかじめ担保の提供を行いたい旨の申出があった場合には、上記(1)の規定にかかわらず、前記 7 の 8-1 の(4)の規定に準じて、当該申出を行った者に対し法第 7 条の 8 第 1 項に規定する担保の提供を命ずることとして差し支えない。ただし、担保の提供命令は当該申出を受けた税関官署において行うものとし、「提供すべき担保の額」については、前記 7 の 8-1 の(4)のロに規定する額の 2 月分に相当する額を限度とする。 (4) 担保の提供を命ぜられた特例委託輸入者が当該命令に従わない場合の取扱いは、前記 7 の 8-1 の(5)前段の規定に準ずる。 (5) （省略） （担保提供命令の変更） 7 の 8-3 法第 7 条の 8 第 2 項の規定により、提供を命じた担保の金額及び期間を変更する場合の取扱いは、次による。 (1) 特例輸入者に対して命じた担保の変更 イ～ハ （省略） ニ 担保の変更の通知を受けた特例輸入者が当該変更による増担保の提供を行わない場合の取扱いは、前記 7 の 8-1 の(5)の規定に準ずる。 (2) 特例委託輸入者に対して命じた担保の変更 イ （省略） ロ 担保の変更の通知を受けた特例委託輸入者が当該変更による増担保の提供を行わない場合の取扱いは、前記 7 の 8-1 の(5)前段の規定に準ずる。	第 2 節 申告納税方式による関税の確定 （特例委託輸入者に対する担保提供命令） 7 の 8-2 法第 7 条の 8 第 1 項の規定により、特例委託輸入者（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）に対し担保の提供を命ずる場合の取扱い、次による。 (1)及び(2) （同左） (3) 継続して貨物を輸入することを予定している特例委託輸入者から、輸入申告を行おうとする税関官署にあらかじめ担保の提供を行いたい旨の申出があった場合には、上記(1)の規定にかかわらず、前記 7 の 8-1 の(2)の規定に準じて、当該申出を行った者に対し法第 7 条の 8 第 1 項に規定する担保の提供を命ずることとして差し支えない。ただし、担保の提供命令は当該申出を受けた税関官署において行うものとし、「提供すべき担保の額」については、前記 7 の 8-1 の(2)のロに規定する額の 2 月分に相当する額を限度とする。 (4) 担保の提供を命ぜられた特例委託輸入者が当該命令に従わない場合の取扱いは、前記 7 の 8-1 の(3)前段の規定に準ずる。 (5) （同左） （担保提供命令の変更） 7 の 8-3 法第 7 条の 8 第 2 項の規定により、提供を命じた担保の金額及び期間を変更する場合の取扱いは、次による。 (1) 特例輸入者に対して命じた担保の変更 イ～ハ （同左） ニ 担保の変更の通知を受けた特例輸入者が当該変更による増担保の提供を行わない場合の取扱いは、前記 7 の 8-1 の(3)の規定に準ずる。 (2) 特例委託輸入者に対して命じた担保の変更 イ （省略） ロ 担保の変更の通知を受けた特例委託輸入者が当該変更による増担保の提供を行わない場合の取扱いは、前記 7 の 8-1 の(3)前段の規定に準ずる。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 4 章 保税地域 第 3 節 保税蔵置場 （外国貨物を置くことの承認の申請手続） 43 の 3—2 法第 43 条の 3 第 1 項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この項において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。 (1)及び(2) （省略） (3) 令第 36 条の 3 第 7 項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記 70—3—1 の別表第 1 又は別表第 2 の第 1 欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第 3 欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。 イ 鳥獣の保護及び<u>管理並びに</u>狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号） ロ～ナ （省略）	第 4 章 保税地域 第 3 節 保税蔵置場 （外国貨物を置くことの承認の申請手続） 43 の 3—2 法第 43 条の 3 第 1 項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この項において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。 (1)及び(2) （同左） (3) 令第 36 条の 3 第 7 項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記 70—3—1 の別表第 1 又は別表第 2 の第 1 欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第 3 欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。 イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号） ロ～ナ （同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第 6 章 通関			第 6 章 通関		
第 1 節の 2 輸出申告の特例			第 1 節の 2 輸出申告の特例		
（他法令による許可、承認等の確認） 70—1—1 輸出貨物についての法第 70 条《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1) 法第 70 条第 1 項《許可、承認等の証明》に規定する他の法令には、次のようなものがあるので、これら他の法令の規定により必要とされる輸出に係る許可書又は承認書等を輸出申告書に添付させたうえ提出させて、他の法令に規定する輸出規制の解除を確認する。			（他法令による許可、承認等の確認） 70—1—1 輸出貨物についての法第 70 条《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1) 法第 70 条第 1 項《許可、承認等の証明》に規定する他の法令には、次のようなものがあるので、これら他の法令の規定により必要とされる輸出に係る許可書又は承認書等を輸出申告書に添付させたうえ提出させて、他の法令に規定する輸出規制の解除を確認する。		
法 令 名	適 用 条 項	確認する許可書又は承認書等	法 令 名	適 用 条 項	確認する許可書又は承認書等
イ．（省略）	（省略）	（省略）	イ．（同左）	（同左）	（同左）
ロ．輸出の制限、禁止関係			ロ．輸出の制限、禁止関係		
（イ）～（ハ）（省略）	（省略）	（省略）	（イ）～（ハ）（同左）	（同左）	（同左）
（ニ）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14 年法律第 88号）	第25条第3項（（鳥獣等の輸出の規制））	第25条第3項の規定により環境大臣が交付する適法捕獲等証明書	（ニ）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14 年法律第88号）	第25条第3項（（鳥獣等の輸出の規制））	第25条第3項の規定により環境大臣が交付する適法捕獲等証明書
（ホ）～（チ）（省略）	（省略）	（省略）	（ホ）～（チ）（同左）	（同左）	（同左）
ハ．（省略）	（省略）	（省略）	ハ．（同左）	（同左）	（同左）
(2) （省略）			(2) （同左）		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第 3 節 一般輸入通関			第 3 節 一般輸入通関		
(他法令による許可、承認等の確認)			(他法令による許可、承認等の確認)		
70—3—1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。			70—3—1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。		
(1)～(3) (省略)			(1)～(3) (同左)		
別表第 1			別表第 1		
法 令 名	輸 入 の 規 制 に 関 する 条 項	確認する許可書又は承認書等	法 令 名	輸 入 の 規 制 に 関 する 条 項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略) ロ. 輸入制限、禁止 関係 (イ)鳥獣の保護及び 管理並びに狩猟の 適正化に関する法 律(平成14 年法律 第88号)	(省略) 第26条((鳥獣等 の輸入の規制))	(省略) 第26条の規定により輸出国の 政府機関が発行する「適法捕 獲（採取）証明書」又は「輸 出許可証明書」（ただし、証 明書を発給する政府機関を有 しない国（注）から輸入する 場合には証明書は不要であ る。） (注) 輸出証明書を発給する政 府機関を有しない国について は、別に連絡する。	イ. (同左) ロ. 輸入制限、禁止 関係 (イ)鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に関 する法律(平成14 年法律第88号)	(同左) 第26条((鳥獣等 の輸入の規制))	(同左) 第26条の規定により輸出国の 政府機関が発行する「適法捕 獲（採取）証明書」又は「輸 出許可証明書」（ただし、証 明書を発給する政府機関を有 しない国（注）から輸入する 場合には証明書は不要であ る。） (注) 輸出証明書を発給する政 府機関を有しない国について は、別に連絡する。
(ロ) ～(㌵) (省略)	(省略)	(省略)	(ロ) ～(㌵) (同左)	(同左)	(同左)
別表第 2 (省略)			別表第 2 (同左)		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関 （原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関） 68－5－14 (1) （省略） (2) 締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第 1 欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第 2 欄に掲げる機関とする。 <table border="1"> <tr> <th>締約国品目証明書</th><th>締約国品目証明書の発給機関</th></tr> <tr> <td>ペルー協定締約国品目証明書</td><td>ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあかに限る。） ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。）</td></tr> </table> 締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。	締約国品目証明書	締約国品目証明書の発給機関	ペルー協定締約国品目証明書	ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあかに限る。） ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。）	第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関 （原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関） 68－5－14 (1) （同左） (2) 締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第 1 欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第 2 欄に掲げる機関とする。 <table border="1"> <tr> <th>締約国品目証明書</th><th>締約国品目証明書の発給機関</th></tr> <tr> <td>ペルー協定締約国品目証明書</td><td>ペルー生産省水産加工センター又はペルー保健省環境衛生局</td></tr> </table> 締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。	締約国品目証明書	締約国品目証明書の発給機関	ペルー協定締約国品目証明書	ペルー生産省水産加工センター又はペルー保健省環境衛生局
締約国品目証明書	締約国品目証明書の発給機関								
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあかに限る。） ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。）								
締約国品目証明書	締約国品目証明書の発給機関								
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー生産省水産加工センター又はペルー保健省環境衛生局								